

# 情報社会の 犯罪に用心

## サイバー犯罪

金融機関などの電子計算機不正操作  
ホームページの無断書き換え  
コンピューター・ウィルスの感染  
インターネットオークション詐欺  
他人のパスワード不正使用・流布  
個人情報、機密情報の漏えい  
児童買春、わいせつ物頒布  
違法物品販売  
名誉き損 など

押し寄せる情報社会  
忍び寄るサイバー犯罪

総務省によると、インターネットを利用する人の割合は平成15年で60・6パーセント。実に、国民の半数以上がコンピューターや携帯電話からインターネットの世界を経験する時代になりました。同時に「サイバー犯罪」と呼ばれる情報技術を悪用した犯罪は年々増加の一途をたどっており、昨年の検挙件数は1、849件でした。

**サイバー犯罪から身を守るための心得**

サイバー犯罪の被害は、不特定多数に及んでいます。また、最近では他人のコンピューターを経由した犯罪も起こっています。知らないうちに自分が加害者になっていることもあるのです。そうならないためにも、日ごろから次のことに気をつけてください。

パスワードなどを他人に安易に教えない  
パソコンのソフトを最新の状態に更新する  
コンピューター未使用時には電源を切る  
最新のウイルス対策用ソフトをインストールする

ところで津山市役所の情報管理はどうなってるの？



市役所の個人情報  
サイバー犯罪の被害に  
遭うことはないの  
でしょうか？

戸籍や税金などの情報はインターネットとは別の系列で管理されていますので、インターネットからの侵入によって個人情報操作・利用されることはありません。

個人情報などが外部に漏れ出さないように市ではどのような対策を行っていますか？

市では、これまで個人情報や機密情報などの情報資産を守るためにさまざまな対策を行っています。そして10月には津山市情報セキュリティポリシーを定め、これまでの対策を総合的に運用する管

理システムをスタートさせました。

これは、情報を適正に管理するためのルールを職員（委託業者も含む）に示すものです。職員は、方針や基準、手順に従って行動します。また、そのルールの運用状況や基準が守られているかをチェックし、このシステムを継続的に改善していきます。

これにより、サイバー犯罪だけでなく、内部関係者らによる情報の漏えいや改ざんを防いでいきます。

安全？大丈夫？



## 実効性のある対策を 原本一雄

津山市総務部参事

インターネットは日進月歩。同時に不正行為も多様化しています。津山市情報セキュリティポリシーはそのような時代に対応するための手段です。状況が目まぐるしく変わる分野だけに、本市の実情を反映し、実効性のある内容としました。運用にあたっては、柔軟に対応し、毎年改善して効果を上げていきます。



詳しくは、総務省ホームページ  
[http://www.soumnu.go.jp/joho\\_tsusin/security/index.htm](http://www.soumnu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm)をご覧ください。

サイバー犯罪や情報管理についてのお問い合わせは、市情報管理課 2045へどうぞ。